

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ステムセル研究所			コード	7096
提出日	2025/6/4	異動（予定）日	2025/6/25		
独立役員届出書の提出理由	役員再選に伴い、新たに独立役員の届出を行うものであります。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし	
1	山田 智男	社外取締役				△											
2	安藤 公秀	社外取締役	○													○	有
3	大久保 由美	社外取締役	○													○	有
4	長江 賢	社外監査役	○													○	有
5	藤川 義人	社外監査役					△										

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	過去に株式会社トリムメディカルホールディングスの社外取締役を務めておりました。	三菱商事株式会社及び豊国工業株式会社における豊富な経験と、幅広い分野において培った経験、高い見識を有しており、当社経営に反映させるため社外取締役に選任いたしました。
2	該当事項ございません。	大手商社（三菱商事株式会社）における海外での豊富な経験と幅広い見識を活かした助言・提言に加え、独立した立場から当社経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督を頂けると判断し、選任いたしました。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当事項ございません。	法律の専門家である弁護士であり、幅広い見識を有しており、法律専門家として独立性をもって客観的な立場からの助言・提言に加え、女性ならではの視点から当社経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督を頂けると判断し、選任いたしました。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当事項ございません。	大手商社（三井物産株式会社）における豊富な経験、また内部監査人としての経験から監査業務に対する専門知識を有しており、当社の経営の適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査役候補者として選任いたしました。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	過去に株式会社トリムメディカルホールディングスの社外監査役を務めておりました。	法律の専門家である弁護士であり、幅広い見識を有しており、法律専門家として独立性をもって客観的な立場から監査の妥当性を確保できると判断し、社外監査役に選任いたしました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。